

<p>1. 開会 深浦会長</p>	<p>それでは、定刻より少し早いですが、本日まで出席予定の委員の皆様がお揃いですので、ただ今より、「令和7年度第5回長崎地方最低賃金審議会」を開催させていただきます。</p> <p>開催にあたりまして、事務局より委員の出欠状況についてご報告をお願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>本日は、委員総数15名のうち14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、前回の第4回長崎地方最低賃金審議会以降に、委員の辞任及び任命があっておりますのでご紹介いたします。</p> <p>労働者代表委員の岩永洋一委員と加世田和志委員が辞任され、後任の委員に中島昭次氏と津崎祐希氏が令和7年12月1日付けでそれぞれご就任されておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>それでは新たに委員となられました、中島委員、津崎委員より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>中島委員</p>	<p>連合長崎の役員改選に伴いまして、長崎地方最低賃金審議会委員に就任いたしました、連合長崎の中島といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>津崎委員</p>	<p>同じく連合長崎の役員改選に伴いまして、委員交代となりました連合長崎の津崎と申します。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>2. 会長挨拶 深浦会長</p>	<p>改めまして、皆様、おはようございます。</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しい時期に、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、本年度最後の審議会となりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、倉永局長からご発言をお願いいたします。</p>
<p>局長挨拶 倉永局長</p>	<p>皆様おはようございます。</p> <p>厚生労働行政への変わらぬご支援ありがとうございます。</p> <p>長崎県最低賃金の改正においては、原材料の高騰であるとか、人手不足であるとか大変厳しい状況の中で真摯に調査審議をいただいて、改定発効することができました。</p>

	<p>深浦会長、三浦会長代理並びに林部会長をはじめとして委員の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げます。</p> <p>最低賃金の発効後に、長崎労働局としては速やかに広報等の周知活動を開始しました。</p> <p>監督指導についても、1・2月を中心に実施するなど、履行確保対策に取り組んできたところです。</p> <p>先日、長崎県地方版政労使会議がございましたけれども、馬場副知事をはじめとして労使団体を代表する皆様にご参集いただいて、「生産性向上と適正な価格転嫁対策を推進し、稼ぐ力の向上と持続的な賃上げにより、成長型経済が実現するようオール長崎で取り組む」という、共同メッセージを発信したところです。</p> <p>会議でもご意見をいただいた価格転嫁、特に「B to Cにおける、消費者の理解促進」について長崎労働局としても新聞紙面での発信を行った他、本省にもそういった状況を伝えているところです。</p> <p>令和8年度においても、引き続き、最低賃金の履行確保に取り組むとともに、持続的な賃上げの環境整備について関係省庁、県庁と連携してあらゆる政策を総動員して取り組んでまいります。</p> <p>なお、中央の最低賃金審議会においては、目安制度の在り方に関する全員協議会を開いて議論を行っているという状況もあります。</p> <p>本日の議事、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>資料の説明をいたします。お配りしております資料1ページ、資料番号1は、令和7年11月に長崎労働局で作成しました長崎県の最低賃金の広報用のリーフレットを添付しております。</p> <p>このリーフレットは11,000部作成しまして、長崎県や県内地方公共団体、及び産業別の関係団体などへ配布して広報依頼を行うとともに、労働局、労働基準監督署、ハローワークでの説明会などでも配布しております。</p> <p>続きまして、資料の3ページ、資料番号2には、「令和7年度の実績・令和8年度審議会日程（案）」を添付しております。</p> <p>これにつきましては、議題（2）「その他」の事項においてご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、資料の7ページから13ページ、資料番号3～資料番号6につきましては、議題の（1）「令和8年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について」においてご説明させていただきます。</p> <p>最後に資料番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しまし</p>

<p>深浦会長</p> <p>各委員</p> <p>深浦会長</p>	<p>た「長崎県の賃金事情」をお配りしております。</p> <p>この長崎県の賃金事情は、長崎労働局のホームページにも掲載しています。資料についての説明は、以上です。</p> <p>それでは、今の資料につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p><意見、質問なし></p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>3. 議題</p> <p>(1) 令和8年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について</p> <p>深浦会長</p>	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>最初の議題は、「令和8年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>令和8年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明につきまして、説明いたします。</p> <p>改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、概ね年度末を目途にその意向の有無を確認し、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対して報告することとしております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしています資料の7ページ、資料番号3の「令和8年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明」をご覧ください。</p> <p>この資料は、3業種それぞれの意向表明につきまして、一覧表に取りまとめたものです。</p> <p>令和8年度の意向表明につきましては、令和8年2月2日に、日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部から「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業」について、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長崎地域協議会から「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通</p>

	<p>信機械器具製造業」について、それぞれなされております。</p> <p>また、資料の9ページ以降、資料番号4から6には、3業種それぞれの意向表明の文書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。</p> <p>具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも、7月上旬となっておりますことから、令和8年度におきましても、7月以降の本審におきまして、改正の必要性の有無など、具体的な審議を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>特定最低賃金には「労働協約ケース」の場合と「公正競争ケース」の場合とがありますが、「労働協約ケース」の場合は、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されていること、また、「公正競争ケース」の場合は、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。</p> <p>適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりまして、令和7年度から令和3年経済センサスのデータを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和7年11月30日現在で算出しております。</p> <p>3業種の適用労働者数につきましては、資料7ページの資料番号3に示しておりますが、はん用機械は4,947人、電子部品は8,158人、船舶は8,910人となっております。</p> <p>この労働者数に対しまして、それぞれ3分の1以上を満たしているかどうかを判断することとなりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、事務局から長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につきましての説明がありました。</p> <p>この説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>ご説明ありがとうございます。適用労働者数が、前年度と令和7年度で数字が大きく変わっていますけれども、何か背景をご存じでしたらお願いいたします。</p>
<p>木場室長</p>	<p>申し訳ありません。データだけを基に算出しておりまして、数字の変動の背景につきましては、まだ把握をしておりません。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>私もそれをお聞きしようと思いました。特に船ですよ。人数は増えていますが、事業所の数が13事業所減っているということですが、これだけ見ると、倒産したと疑ってしまうのですけど。</p>

	もしそのようなことがあれば、後日で結構ですけれども、何か分かれば、情報共有していただければと思います。
木場室長	共有させていただきます。
深浦会長	その他いかがでしょうか。
各委員	<質問、意見等なし>
深浦会長	それでは、3業種の意向表明によりますと、申出書の提出時期は、7月上旬と予定されておりますので、7月上旬の申し出がなされた後、必要性の有無等についての具体的な審議を行うことを本日、この場で確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
(2) その他	
深浦会長	次の議題、「その他」に移りますが、令和8年度審議会日程（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
木場室長	資料の3ページ、資料番号2の「令和7年度の実績・令和8年度審議会日程（案）」を提出させていただいております。 この日程案は例年であれば、7月の第1回本審にてご提案させていただいてご議論の上、ご承認いただいていたものでございますが、各委員の皆様が日程調整が非常に難しく、各委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしていることを踏まえまして、今回提案させていただいております。 現時点での日程となりますが、昨年度は別としまして、発効日は近年10月10日前後となっていましたので、開催場所の日程も考慮し、発効日を10月10日と仮定しまして審議日程案を作成しております。 早めに確定して委員の皆様が日程を確保したいという趣旨でのご提案となります。 この案により審議会を計画してよろしいかについてご検討いただければと思います。
深浦会長	10月10日法定発効、よくある通常のケースと言ってよろしいかと思いますが、そこから逆算して資料番号2にあるような日程（案）になっているということでございます。 本年度は、第2回本審の日程が随分ずれましたので、参考になるかならないか分かりませんが、現時点ではこの日程案で進めさせていただくということでございます。

<p>峯下委員</p>	<p>何かご質問、あるいは、今の段階でご予定等分かることがあれば、お願いいたします。</p> <p>一昨年までは、専門部会の最終日と本審の最低賃金の改正についての答申が同じ日のスケジュールで決まっていたことがありまして、結果専門部会で決まらなければ、待機していただいている専門部会以外の委員の皆さまにご足労いただいたのにもかかわらず、本審に臨めなかったということもございました。</p> <p>今年度、そういったことがないようご配慮いただき、スケジュール調整を行っていただきました。</p> <p>令和8年度も、是非そういったご配慮をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>例えば、この4ページでいくと、第5回の9月2日と本審の9月2日、このとおり進んだとして9月2日の専門部会で結論が出て、そのまま本審に臨むということになればよろしいですけど、昨年度はなかなか決まらない状況もあったりしたものですから。</p> <p>要は続けてあるというイメージなのですが、このとおりにならなかった場合、本審のために待機していただいている委員の皆様にご足労いただいても本審がないということになりますので、その点は日にちを変えるなどしてご配慮いただければと思います。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい。専門部会が何回になるか分かりませんが、8月12日、11日辺りに断続的にしていただきたいというところです。</p> <p>これも日程調整しながら、なるべく委員の皆様にご負担が掛からないように調整をお願いいたします。</p> <p>その他、ないでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問、意見等なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それではご意見がございましたので、それをなるべく反映できるような形で、調整をお願いいたします。</p> <p>具体的に日程調整を進めていただきたいと思います。</p> <p>本日こちらで準備した議題は以上でございますけれども、何かございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見、質問等なし></p>

深浦会長	<p>それでは、これもちまして本日の議事は終了となります。</p> <p>最後になりましたが、皆様方には、本年度1年間、大変ご多忙の中、また、日程も非常にタイトな中で慎重かつ円滑な審議にご協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。</p> <p>本日の会議の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上もちまして、本日の審議会は終了といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
------	---